

放課後の運動場開放について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より本校教育活動にご理解ご支援いただきありがとうございます。

今年度も子どもたちへのびのびと有意義に活動してもらうために、放課後の運動場開放を実施します。つきましては、下記、約束事をお読みいただき、活用のほどよろしく願います。

なお、開放については、保護者及び子ども自身の自己責任という形で解放させていただきますので、保護者の皆様にはご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

放課後の運動場使用について

1. 日 時 原則、帰宅後から17時（冬季11月から2月は16時30分まで）
使えない日は、行事予定表に「×」で示しています。
高学年が授業中の場合は授業優先です。
2. 場 所 運動場 雨の日は使用できません。
3. 使用できる人 在校生のみ（保護者の付き添いが必要な場合は申し出てください。）
4. 使うときの約束 学校の休み時間と同じ。学校の決まりと同じ。
 - ・一度下校し、帰宅してから来ること。
 - ・自転車は決められた場所に置くこと。（プール横もしくは駐輪場付近）
 - ・お菓子、携帯電話やゲームなど、学校に持ってきてはいけないものは持ってこない。
 - ・危険な遊びはしない。（バットを振らない、硬いボールを使わない、など）
 - ・安全管理のため出入りは正門から行う。（インターホンで教職員が対応します。）
5. その他 ☆運動場を校区の公園の一つと考え、管理責任については以下のことは学校が責任を負えないことをご了承ください。
 - ① 自転車は所定場所に通行の妨げにならないようにとめる。必ず施錠して、各自の責任で鍵の管理を行ってください。
 - ② 運動場のケガについては、責任をもつことはできません。災害給付の対象とはなりません。
 - ③ 遊んでいるかどうかなど、問い合わせはご遠慮ください。